

第1章 新たな春日部市環境基本計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

高度経済成長期の我が国は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会でした。これらのライフスタイルをはじめとした私たちの経済活動が原因となり、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、ごみの増加、緑の減少など、さまざまな環境問題を引き起こしてきました。さらに、地球温暖化による気候変動は、人類のみならず、地球上の全ての生き物の生存に関する深刻な問題となっています。

こうした状況の中、環境問題に対処するため、本市では、「環境基本法」の基本理念を踏まえ、2007年（平成19年）3月に、「春日部市環境基本条例」を制定しました。本条例では、「環境への負荷の低減に努め、持続的な発展が可能な循環型社会を築くこと」を掲げています。

さらに、2009年（平成21年）4月には、「自然と調和した春日部市」を目指して「春日部市環境都市宣言」を行いました。

本市では、「春日部市環境基本条例」及び「春日部市環境都市宣言」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2008年（平成20年）3月に「第1次春日部市環境基本計画」を策定、2018年（平成30年）3月に同計画を引き継ぐ形で「第2次春日部市環境基本計画」を策定し、本市のあるべき環境像を示すとともに、市民・事業者・市の役割を明確にし、環境問題への取組を推進してきました。

しかしながら、2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災による原子力発電所の停止に伴う電力不足が生じたことに加えて、近年では、2019年（令和元年）以降の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行、2022年（令和4年）のウクライナ情勢に端を発したエネルギー資源価格の高騰など、さまざまな社会情勢の変動により、エネルギーや資源に対する価値観は大きく変化しています。

また、2018年（平成30年）4月に閣議決定された、我が国の「第五次環境基本計画」では、この計画をSDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画として、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

私たちは、かけがえのない地球を未来の子どもたちに引き継いでいかなくってはなりません。多様化する環境問題と向き合い、国の動向や国際的な取組などに注視しながら、本市の特性に合った施策を推進して行く指針として、2018年（平成30年）3月に策定した「第2次春日部市環境基本計画」の考え方を継承しながら、社会情勢の変化に対応した同計画の中間見直し（以下、「本計画」という。）を行います。

2 環境を取り巻く社会情勢（動向）

（1）気候変動への対応

近年、環境問題は、国際的枠組みでの対応が強く求められており、なかでも早急な対応が求められているのが、温室効果ガスの影響による地球温暖化[※]への対応です。

2005年（平成17年）に、国際社会において初めて、先進国の温室効果ガス削減目標などを定めた「京都議定書」が発効され、わが国の温室効果ガスの総排出量を、2012年度（平成24年度）までに1990年度（平成2年度）比で6%削減するという目標が定められました。

その後、2015年（平成27年）12月に、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年（令和2年）以降の京都議定書に続く、新たな温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年（平成28年）11月に発効しました。この協定では、長期目標として「産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に抑える」、「今世紀後半に人為起源の温室効果ガスの排出を正味ゼロにする」ことが設定され、各国が5年ごとに計画を見直し、提出することが求められています。

これを受けて我が国でも、2021年（令和3年）10月に、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度（令和12年度）までに温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減するとの中期目標と、2050年度（令和32年度）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指す長期目標を設定しています。

また、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」だけではなく、地球温暖化の影響によって豪雨・猛暑などの規模が拡大することへの対処などを含めた社会のあり方を調整する「適応策」は、気候変動対策としては車の両輪であり、目標に向けて着実に推進していく必要があります。

※温室効果ガスと地球温暖化の関連について

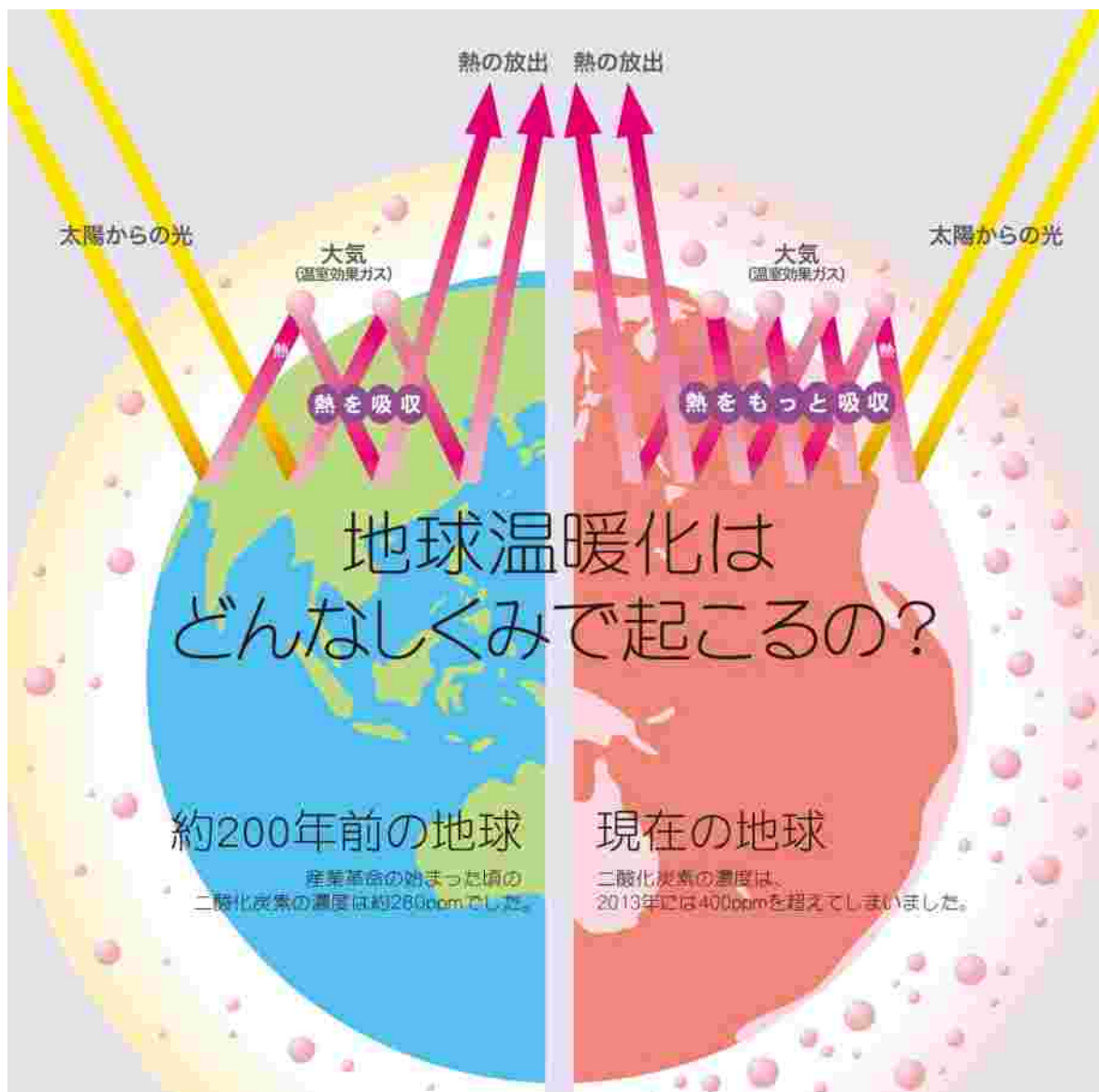
地球の気温は、太陽から地球に入ってくる熱エネルギーと地球から宇宙へ出ていく熱エネルギーの出入りによって調節されています。この出入りだけをみると、地球の平均気温は、本来-19℃になるはずですが、実際には、地球の平均気温は、約14℃です。この差が生じる理由に、大気が存在があります。

大気が地球を覆っていることから、太陽から地球へ入ってきた熱エネルギーは、宇宙へ戻る割合が少なくなります。そのため、少しずつ太陽から入ってくる熱エネルギーが蓄積することで地球の気温が上昇します。このように、大気が地球を保温する仕組みを「温室効果」といいます。大気の中の物質で、温室効果に働く気体（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など）のことを「温室効果ガス」といいます。

温室効果ガスは、地球上の生物が暮らしやすい気温に保つ有益な役割を担っています

が、近年の人間の活動による化石燃料の使用量の急増などにより、二酸化炭素濃度は増加し、温室効果が高まっていることが、地球の気温が上昇する原因と考えられています。

温室効果ガスによる気温の上昇は、気候変動に影響を与え、豪雨や干ばつ、猛暑などのさまざまな異常気象の発生にも関係していると考えられており、その関連性について調べるため、さまざまな国で活発な研究が行われています。



出典： 温室効果ガスインベントリオフィス
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
 (<http://www.jccca.org/>) より

図表1-1：温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

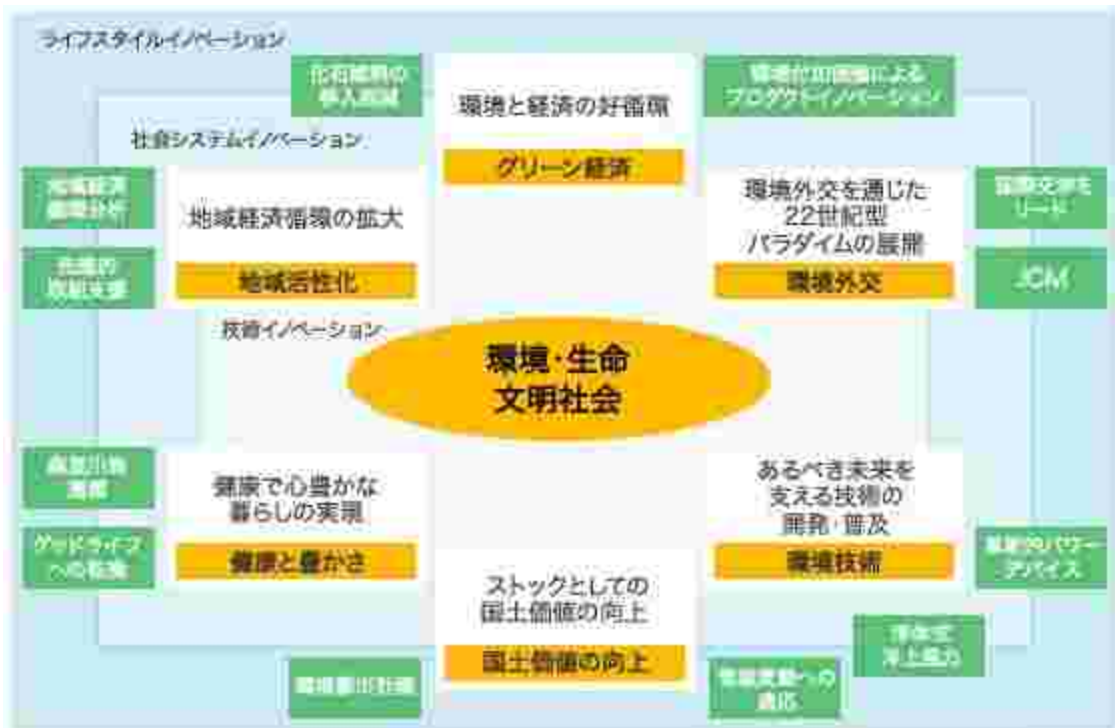
(2) 安全・安心に関する意識の変化

2011年（平成23年）3月に発生した東日本大震災では、多くの地域に甚大な被害をもたらし、大規模地震災害に対する社会やシステムの脆弱性を大きく印象づけました。

また、地震災害だけではなく、近年では、日降水量100mm以上の大雨や、最高気温40℃を超える気温を観測するなど、気候変動が市民生活に大きな影響を与えています。

2018年（平成30年）4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、前計画の考えを更に発展させ、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要であり、このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々の目指すべき持続可能な社会の姿であるとしています。

また、近年では、2019年（令和元年）以降の新型コロナウイルス感染症の世界的大流行、2022年（令和4年）のウクライナ情勢に端を発したエネルギー資源価格の高騰など、さまざまな社会情勢の変動により、エネルギーや資源に対する価値観は大きく変化しています。



出典：環境省ホームページ

(https://www.env.go.jp/policy/co2ta/content1/page2_2.html)

図表1-2：「環境・生命文明社会」の創造に向けた6つの基本戦略

(3) まちづくりとの連携

我が国は、本格的な人口減少、超高齢化社会に突入するなどの社会問題に直面しています。そのため、これまでの人口増を前提とした、市街地の拡大・拡散を抑えながら、都市機能をコンパクトに集約することや、低炭素型・循環型で、エネルギー効率の高い都市づくりが求められています。

また、食料やエネルギーなどをはじめとする地域資源を、できるだけ地産地消し、地域のなかで循環して持続的に活用していく自立分散型の地域社会の構築など、環境技術を生かした持続的な産業の創出なども求められており、社会・経済の両分野と連携した環境施策の展開が期待されています。

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



出典：環境省ホームページ

(https://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/plan_5.html)

図表1-3：地域循環共生圏のイメージ

3 計画の位置づけ

本計画は、春日部市環境基本条例第10条第1項*の規定に基づいて策定される、環境分野における基本的な計画です。

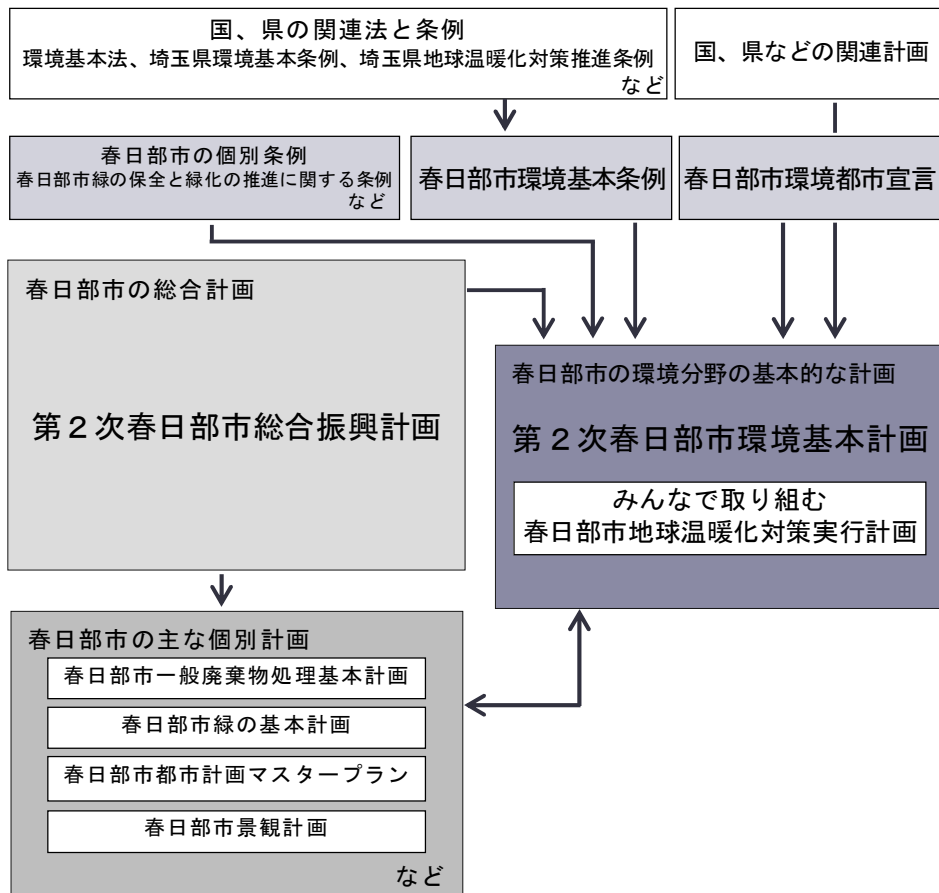
そして、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、本市が策定するその他の環境に関連する計画や各種事業・施策と連携を図るものとします。

なお、本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項の規定に基づき、温室効果ガス排出抑制等の施策を定めた地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定することを義務づけられています。

また、本計画第6章の「みんなで取り組む春日部市地球温暖化対策実行計画」を、地方公共団体実行計画（区域施策編）と位置づけ、温暖化対策を包含した計画として策定することで、幅広い環境施策を推進します。

※春日部市環境基本条例 第10条第1項（一部抜粋）

市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を策定するものとする。



図表 1-4 : 本計画の位置づけ

4 計画の主体と役割

環境問題は、私たちの経済活動、ライフスタイルのあり方によって大きく影響され、さまざまな要因が多面的に関係し合っていて生じており、市の取組だけでは、望ましい環境像を実現することは困難です。そのため、市民・事業者・市の3者が、目指す環境像や方向性を共有して協力する必要があると、各主体が、自らの責任と役割を認識した上で、主体的、積極的に取り組むことが重要です。

「市民」の責任と役割

- ・一人一人が日常生活を送ることで、常に環境に負荷を与えていること、小さな環境問題が地球規模の環境問題へ展開していくことを認識します。
- ・環境に配慮したライフスタイルへ転換し、限られた資源を大切にしながら、より良い環境を次世代に引き継ぐことを目指します。
- ・環境問題の解決に向けて、学習の機会に積極的に参加するなど、市の環境施策に協力します。

「事業者」の責任と役割

- ・関係法令を遵守するとともに、事業活動を行うにあたって、公害防止と自然環境の保全に配慮し、環境負荷の低減に努めます。
- ・職場における環境学習を推進し、環境管理体制を整備します。
- ・地域の一員として、市民の環境活動や市の環境施策に協力します。

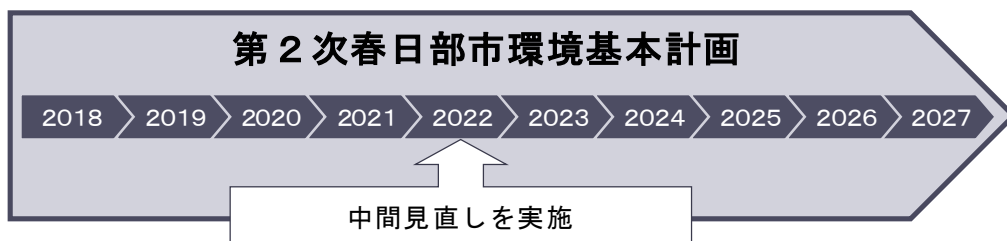
「市」の責任と役割

- ・「事業者・消費者としての市」の立場から、環境に配慮した行動を自ら率先して実践します。
- ・施策の策定及び実施にあたっては、環境優先の理念のもと、環境負荷の低減と自然環境の保全に努めます。また、庁内関係課のほか、必要に応じて県や近隣自治体との連携を図ります。
- ・環境への取組の成果や課題について情報提供を行い、市民や事業者が各々の役割を果たせるように支援します。

5 計画の期間

本計画の目標期間は、2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間とします。

なお、計画期間中において、環境をめぐる社会情勢の変化に対応した効果的な施策とするため、2022年度（令和4年度）に中間見直しを行いました。



図表1-5：計画期間

6 計画の対象区域

本計画の対象区域は、春日部市全域とします。

7 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、近年の環境問題や本市の地域特性を踏まえ、次の4項目とします。



図表1-6：本計画で対象とする環境の範囲

8 春日部市環境基本計画の総括

2008年（平成20年）に策定し、その後、2012年（平成24年）に中間見直しを行った「春日部市環境基本計画」の環境目標に関して、達成状況を図表1-7に整理します。

当該計画の全体的な進捗評価としては、一部、達成困難なものがあるもの、おむね達成、又は、2017年度（平成29年度）までに達成見込みの状況です。

(1) 大気環境指標では、「二酸化窒素」、「浮遊粒子状物質」、「二酸化硫黄」は、目標値を達成しています。

「光化学オキシダント」は、環境基準である1時間値0.06ppm以下の目標値に対して、0.116ppmと大きく超過しており、未達成となっています。

(2) 水質環境指標では、「下水道整備率」、「下水道水洗化率」は、未達成となっており、市全域の下水道や合併浄化槽による「生活排水処理率」は、達成しています。

(3) 水質・騒音環境指標では、「水質汚濁防止法」及び「騒音規制法」の常時監視業務における河川水質と自動車騒音の「環境基準適合率」は、未達成となっています。

(4) 騒音・振動環境指標では、「自動車騒音環境基準」は、国道1地点が不適合のため、未達成となっており、「道路交通振動要請限度」は、達成しています。

(5) 緑化等の自然環境指標では、「生垣整備延長」、「市民一人当たりの公園面積」は、未達成となっており、「緑化協定件数」、「水辺を活用した緑道の整備延長」は、達成しています。

(6) ごみなどの資源循環指標では、「家庭系ごみ 一人当たり排出量」は、達成しています。

「事業系ごみ 年間量」、「資源化率」は、未達成となっています。

一方、「最終処分量」では、目標値を大きく上回り達成しています。

(7) 温室効果ガス排出量や再生可能エネルギーの利用などの地球環境指標では、春日部市域全体の「温室効果ガス排出量」は、2008年度（平成20年度）比20%削減の目標値に対して、2014年度（平成26年度）実績では3.7%増加しており、未達成となっています。

一方、「公共施設への再生可能エネルギー導入件数」は、20施設の目標値に対して、24施設で達成しています。

(8) 環境意識・環境教育指標では、「アダプトプログラム団体登録数」は、達成しており、「環境保全リーダー養成者」では、未達成となっています。

図表 1-7：環境目標値の達成状況（抜粋）

項目	環境指標	目標値	2016年度（平成28年度）の実績値	評価
大気	二酸化窒素	年平均値 0.02ppm	年平均値 0.012ppm	達成
	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値 0.10mg/m ³ 以下 かつ1時間値 0.20mg/m ³ 以下	1日平均値 0.10mg/m ³ 以上 0日/363日	達成
			1時間値 0.20mg/m ³ 以上 0時間/8,690時間	
	二酸化硫黄	1時間値の1日平均値 0.04ppm以下 かつ1時間値 0.1ppm以下	1日平均値 0.04ppm以上 0日/352日	達成
			1時間値 0.1ppm以上 0時間/8,370時間	
光化学 オキシダント	1時間値 0.06ppm以下	1時間値 0.116ppm	未達成	
水質	下水道整備率	98%以上	95.7%	未達成
	下水道水洗化率	97%以上	94.5%	未達成
	生活排水処理率	94%以上	97.5%	達成
	河川水質・ 自動車騒音	環境基準適合率 92.7%	環境基準適合率 87.3% (河川水 9 河川 11 地点、 自動車騒音 20 路線対象)	未達成
騒音・ 振動	自動車騒音	幹線道路沿道の環境基準 昼間：70dB 夜間：65dB	国道 2 地点 (昼・夜：1 地点不適合) 県道 2 地点 (昼・夜：適合)	未達成
	道路交通振動	要請限度 昼間：65～70dB 夜間：60～65dB	国道 2 地点 (昼・夜：適合) 県道 2 地点 (昼・夜：適合)	達成
	生垣整備延長	4,296m	4,226.9m	未達成
緑化	市民一人当たり の公園面積	3.70m ² /人	3.06m ² /人	未達成
	緑化協定件数	7件	7件	達成
	水辺を活用した 緑道の整備延長	13.0km	13.05km	達成

項目	環境指標	目標値	2016年度(平成28年度)の実績値	評価
資源循環	家庭系ごみ排出量	698g/人・日以下	677.0g/人・日	達成
	事業系ごみ排出量	20,810t/年	21,946t/年	未達成
	資源化率	23%以上	21.8%	未達成
	最終処分量	3,947t/年以下	3,787t/年	達成
地球温暖化対策	温室効果ガス [二酸化炭素換算]	2008年度(平成20年度)比 20%削減 783.8千t-CO ₂	2008年度(平成20年度)比 3.7%増加 997千t-CO ₂ (2014年度(平成26年度))	未達成
	公共施設への 再生可能エネルギー導入件数	20施設	24施設	達成
環境意識・環境教育	アダプトプログラム 団体登録数	25団体以上	29団体	達成
	環境保全リーダー 修了生人数	347人	307人	未達成